

市内介護事業所に 1 年間勤務した方 に補助金を交付します



1. 交付対象要件 *次の要件をすべて満たす方

- ① 令和 4 年 4 月 1 日以降に、市内の介護事業所等に介護職員等として正規雇用された方
- ② 正規雇用された日から 1 年間継続勤務している方
- ③ 市内に住所を有している方
- ④ 本人及び同一世帯員が市税及びこれらに附帯する延滞金を滞納していない方

※雇用前1年間、市内の介護事業所等で介護職員等として正規雇用されていた方を除く

2. 補助金額

交付対象者の区分		補助金の額
有資格者 (介護福祉士・介護支援専門員)	転入雇用者または新卒雇用者	20 万円
	上記以外の方	15 万円
上記以外の方	転入雇用者または新卒雇用者	10 万円
	上記以外の方	5 万円

3. 用語の説明

- ① 介護事業所等:介護保険法に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス、介護予防・生活支援総合事業を行う事業所
(居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く)
- ② 介護職員等:介護サービスでの身体介護、生活支援等、直接介護の実務に携わる方、または居宅介護支援・介護予防支援業務を行う方
- ③ 正規雇用:1 週間の所定労働時間が 30 時間以上であって、かつ、雇用期間の定めのない労働契約に基づく雇用
- ④ 転入雇用者:雇用日前後 1 か月以内に庄原市に転入した方
- ⑤ 新卒雇用者:学校教育法第 1 条及び第 124 条に規定する学校を卒業後 1 年以内に雇用された方

4. 申請書類

- ① 庄原市介護人材確保事業補助金交付申請書(様式第1号)

※様式第1号は、生活福祉部高齢者福祉課介護保険係、各支所介護保険担当窓口にあります。

- ② 勤務証明書(様式第2号)
- ③ 正規雇用されていることを証する書類(雇用契約書等)の写し
- ④ 学校を卒業したことを証する書類(卒業証書等)の写し(新卒雇用者のみ)

5. 申請の流れ

◆申請者は、申請書類を生活福祉部高齢者福祉課へ提出します。

申請は、雇用から1年を経過した日から3か月以内、または、年度末のいずれか早い日までに行ってください。



◆市は、申請書類を審査し、補助金交付の可否について審査します。



◆審査の結果を申請者に通知します。

補助金の交付を決定した方へは、通知文と一緒に請求書をお送りします。



◆請求書受領後、概ね1か月以内に補助金を指定金融機関の口座へ振り込みます。

補助金交付額が予算額に達した場合、年度中途でも補助金の交付を終了させていただく場合がありますのでご了承ください。



【本事業に関するお問い合わせ】

庄原市 生活福祉部 高齢者福祉課 介護保険係

〒727-8501 庄原市中本町一丁目10番1号

電話:0824-73-1167 FAX:0824-75-0245